

食品産業の持続的な発展に向けた検討会に係るプロジェクトチーム 設置要領

1 趣旨

近年、食品産業に関しては、輸入食料をめぐる情勢の変化、環境や人権等のマーケットをめぐる国際的な動き、人口減少・高齢化等に伴う業界構造の変化など、大きな情勢の変化に直面している。こうした直面する情勢の変化への対応について、食料システムの関係者が参加して議論し、持続可能な食料システムの実現に向けた課題や必要な施策を検討することを目的として、食品産業の持続的な発展に向けた検討会の下に、「食料安全保障プロジェクトチーム」、「環境等配慮プロジェクトチーム」及び「人口減少プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置するものとする。

2 プロジェクトチームの招集

プロジェクトチームは、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が招集する。

3 構成

プロジェクトチームの構成員は、食品産業の持続的な発展に向けた検討会の委員若しくは当該委員が指名した者又は農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が必要に応じて意見の表明や説明を求めた者とする。

4 運営

- (1) プロジェクトチームは原則として非公開とする。
- (2) 配付資料は、公表する。また、議事要旨は、開催後、構成員の確認を経た上で公表する。公表の方法は、農林水産省のホームページに掲載する方法とする。ただし、構成員その他の出席者からの提出資料であって、当該者が非公開を希望したもの又はプロジェクトチームにおいて非公開とすることが適当であると認めるものについては、この限りでない。
- (3) プロジェクトチームの事務局は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ及び関係各課において行う。

(4) この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に必要な事項は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が定める。